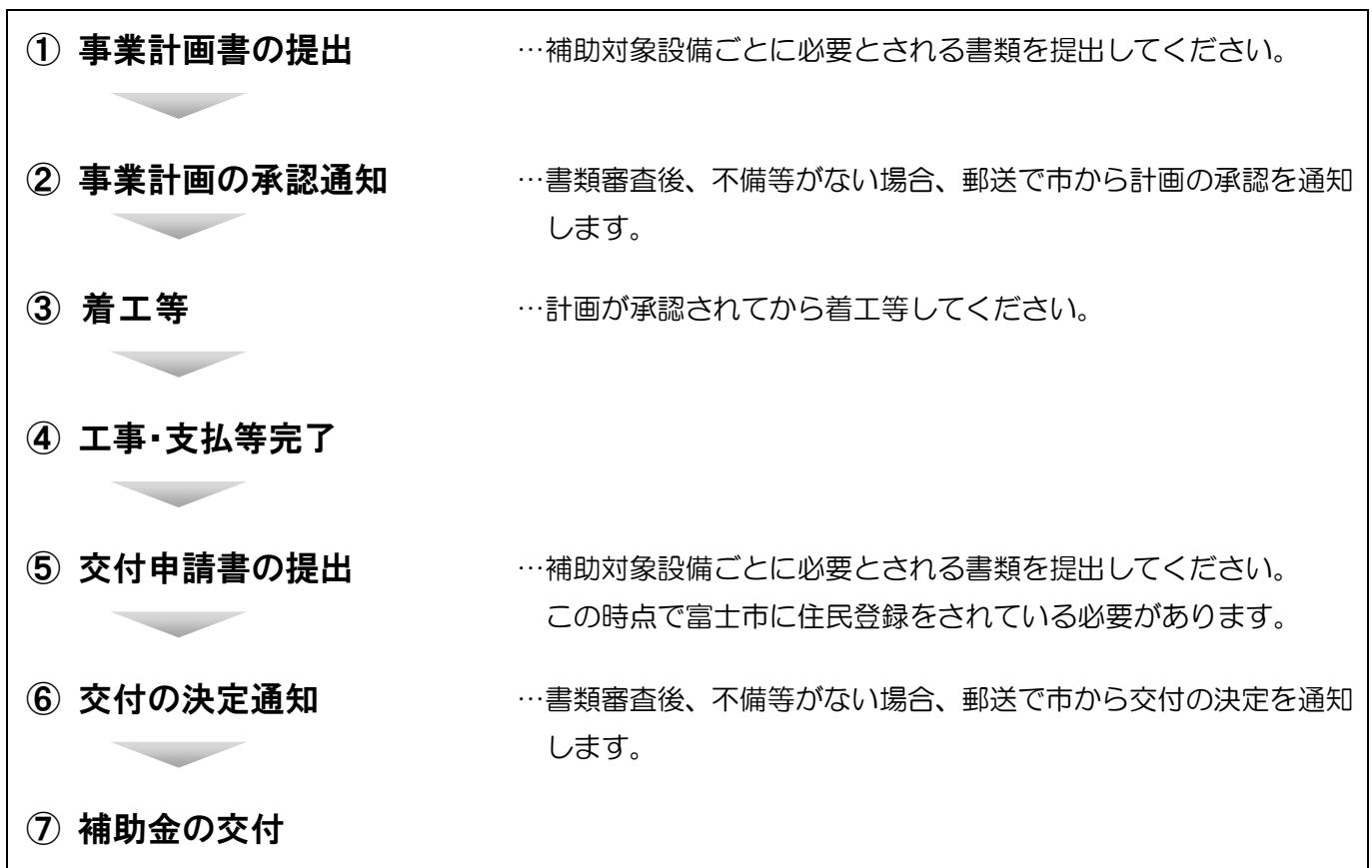


富士市市民ゼロカーボンチャレンジ補助金 申請の手引き ＜断熱窓への改修＞

＜共通の要件等＞

- 着工等の前に事業計画書を提出し、承認を受けること。
- 事業完了後の交付申請時に富士市に住民登録していること。
- 市内の自ら居住する住宅（居住予定を含む）において対象設備等を導入・改修すること。
- 市町村税及び特別区税に未納付がないこと。

＜申請の流れ＞



【注意事項等】

- 必ず事業計画の承認を受けてから着工等してください。※令和6年度から取り扱い変更
- 書類を提出してから、通常2週間程度で計画承認・交付決定を通知予定ですが、書類の不備がある場合や、申請が混みあう時期には、さらにお時間がいただく場合がありますので、余裕をもって申請してください。

＜書類の提出先＞

富士市 環境部 環境総務課 環境政策担当

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100 郵送または窓口までご提出ください。

<事業計画書の提出期間>

令和6年4月1日 から 令和7年2月末頃 まで

※ 予算額を超える申請があった場合、早期に受付を終了する場合があります。

<補助額>

窓1か所につき1万円（上限5万円）

※ 改修に要した金額のほうが低い場合はその額（千円未満切捨て）

<交付申請(完了報告)期限>

事業完了（複数の事業を実施する場合はすべての事業完了）から1か月以内

または 計画承認を受けた年度の3月末日 いずれか早い日まで

※ 期限までに事業が完了（施工・支払い・住所移転等）しない場合、補助金を交付できません。

<補助対象要件>

○既存住宅の改修を行うものであること（分譲マンションや賃貸（施設所有者の承諾を得ている場合に限る）も対象）

○居室（居間・寝室等）1室以上、非居室（トイレ・洗面室・浴室）1室以上、計2室以上の外気に接するすべての窓を次の表1に記載する要件を満たすものに改修すること

[表1]

改修する室		必須要件	要件となる基準	
居室		必須 利用頻度の高い居室 1室を必ず含むこと	次のいずれかの基準を満たす断熱窓に改修するもの。（面積が0.2㎡未満の窓は対象外）	
			(1)窓改修	サッシ及びガラスを交換するもので（カバー工法含む）、熱貫流率の基準値が2.33以下であるもの
			(2)内窓の導入	複層ガラスで樹脂（木製）サッシの内窓を新たに設置するもの 既存の外窓が複層ガラスの場合に限り、単板ガラスも対象とする
非居室	トイレ 洗面室 浴室	必須 いずれか1室以上	居室と同じ要件	
	上記以外	上記と同時に改修する場合のみ補助対象	居室と同じ要件	

※居室とは、建築基準法第2条第4項に定義されている室をいう。

○既存の窓が、次の表2に該当する場合は、表1の基準をすでに満たしたものとして扱う。

[表2]

対象の室		要件となる基準
居室	1室以上 利用頻度の高い居室 1室を必ず含むこと	次のいずれかの要件を満たしていること ①「金属と樹脂の複合サッシ」または「金属と木の複合サッシ」で複層ガラスのもの
非居室のうち ・トイレ ・洗面室 ・浴室	いずれか1室以上	②樹脂または木製のサッシの内窓が取り付けられているもの
	すべての室	外気に接する窓がない、または窓の面積が0.2㎡未満であること

○以下の窓は改修の必須要件とはしない。ただし、補助対象に含めることができる

勝手口ドア、テラスドア、換気小窓（建具に組込まれ、建具を閉めた状態で換気を行うことができるもの）、換気を目的としたジャロジー窓

○間仕切り壁や扉等がなく、空間的に連続する場合は、1室とみなすこと

○ガラスの交換のみは補助の対象外

<その他>

○申請の中止や事業内容の変更がある場合は、事業計画変更・中止届出書が必要です。

○国・県等の補助金の併用が可能です。

○補助対象が重複する、本市の補助金との併用はできません。

<必要書類【事業計画書提出時】>

提出書類	備考
事業計画書（様式1）	ウェブページから様式をダウンロード
改修設備一覧・補助金計算書	ウェブページから様式をダウンロード
見積書等	対象事業費の内訳が記載されていること
改修を行う住宅の平面図	改修する窓の箇所を明記すること
導入する窓の仕様が確認できる書類	製品のカatalogやパンフレット等（素材・層の数・熱貫流率などが確認できるページ）の写し
施工前の写真	各窓の「窓全体写真」、「窓のコーナー（金属サッシであったり、内窓が導入されていないことなどがわかるもの）の拡大写真」の2種類を撮影すること。また、写真はどの窓であるかを明記すること
内窓・二重窓が導入済みである箇所の写真（導入済み箇所がある場合）	各窓の「窓全体写真」、「ガラスのコーナー（複層ガラス・内窓であることがわかるもの）の拡大写真」の2種類を撮影すること。また、写真はどの窓であるかを明記すること
宣誓書（様式2）	ウェブページから様式をダウンロード

<必要書類【交付申請(完了報告)時】>

提出書類	備考
交付申請書（第4号様式）	ウェブページから様式をダウンロード
領収書等の写し	複数枚ある場合はすべて。振込明細書の写しでも可 「請求内訳がわかる書類」の金額と一致し、宛名は申請者名が記載されていること
請求内訳がわかる書類の写し	見積書・請求書等 「領収書」の金額と一致していること
施工後の写真	各窓の「窓全体写真」、「ガラスのコーナー（複層ガラス・内窓であることがわかるもの）の拡大写真」の2種類を撮影すること。また、写真はどの窓であるかを明記すること
住所を確認できる書類の写し（本人確認証）	運転免許証、旅券、住民票の写し（発行から3ヶ月以内のもの、コピー可）、健康保険証、マイナンバーカード（表面のみ）のコピー
市税の完納証明書	<ul style="list-style-type: none"> 発行から3か月以内のもの（富士市在住の場合、市役所3階収納課で交付） 市外から移転する場合は、居住していた市区町村の完納証明書（完納証明書の発行を行っていない場合は、<u>前年度</u>の市区町村民税 納税証明書）
住宅の位置を示す案内図	

<本事業に関する問い合わせ先>

富士市 環境部 環境総務課 環境政策担当

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100

TEL 0545-55-2902

FAX 0545-51-0522

E-mail ka-kankyousoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp